

# 平成27年度事業計画

公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会

## I 概要

本協会は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第21条第1項に基づき厚生労働大臣の指定検査機関として、鹿児島市からの委任を受け、同法第15条に基づき、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病及び届出伝染病並びにそれ以外の厚生労働省令で定める疾病の有無についての食鳥検査を行う。

また、食鳥と体等の細菌検査を実施し、食鳥処理における衛生管理の向上に努めるとともに、定期的に検査員会議を開催して、検査時に遭遇した事例や問題点を検討し、検査技術の平準化や向上を図るほか、各種食鳥肉衛生に資する研修会にも参加し、検査技術の研鑽に努める。

次に、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「鹿児島市動物管理事務所規則」に基づく次の業務について、鹿児島市と委託契約を締結し、①犬の捕獲及び抑留、②抑留した犬の返還、③犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、④飼えなくなった犬及び猫の引取り、⑤犬及び猫の譲渡、⑥負傷した動物等の収容、⑦捕獲抑留した犬、引取った犬及び猫、負傷した動物の飼養管理、⑧返還や譲渡できなかった犬・猫などの殺処分及び焼却、⑨犬や猫の適正飼養に関する指導啓発等の業務を適確に遂行する。また、新たに整備された譲渡施設を有効活用し、犬及び猫の一層の譲渡推進を図る。

これらの事業をとおして、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止及び狂犬病の発生予防並びに犬等による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に努めるなど公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与してまいります。

## II 事業活動

### 1. 食鳥検査事業

#### (1) 食鳥検査の実施

対象処理場	所在地
A社 a工場	鹿児島市内
B社 b工場	鹿児島市内

#### (2) 食鳥と体の細菌汚染実態調査

各処理場の細菌汚染実態調査・・・平成27年7月・11月・28年3月

#### (3) 検査員の研修等

- ①県獣医公衆衛生技術研修会（鹿児島市）・・・平成27年7月
- ②県獣医師会公衆衛生講習会（鹿児島市）・・・平成27年9月
- ③全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（鳥取県）・・・平成27年10月
- ④九州ブロック食肉衛生検査所協議会研修会（宮崎県）・・・平成27年11月
- ⑤食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会（厚生労働省 東京都）・平成28年1月
- ⑥検査員会議（動物管理事務所会議室）全員・・・年4回

#### (4) その他

- ①厚生労働大臣への諸申請等
  - ・ 役員の選任及び解任認可申請
  - ・ 検査員の選任及び解任届
  - ・ 平成26年度事業報告及び収支決算報告
  - ・ 平成28年度事業計画及び収支予算認可申請
- ②行政庁（県知事）への報告等の提出

- ・平成 26 年度事業報告に係る書類（財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要等）
- ・平成 28 年度事業計画書等
- ③役員の会議等
  - ・全国食鳥指定検査機関協議会総会（東京都）・・・・・・・・・・平成 27 年 6 月
  - ・全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（鳥取県）・・・・・・・・・・平成 27 年 10 月
  - ・九州ブロック食肉衛生検査所協議会所長会（宮崎県）・・・・・・・・平成 27 年 11 月
  - ・食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会（厚生労働省 東京都）・平成 28 年 1 月

## 2. 犬の捕獲等受託事業

### (1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲
- ②負傷動物等の収容
- ③実態調査及び登録等の指導
- ④集合注射の応援（4 月～6 月）
- ⑤犬及び猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発

### (2) 鹿児島市動物管理事務所業務

- ①抑留犬の返還
- ②犬及び猫の譲渡
- ③飼えなくなった犬及び猫の引取
- ④捕獲抑留した犬、引取った犬及び猫、負傷した動物の飼養管理
- ⑤抑留及び引取った犬の譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケア
- ⑥返還や譲渡できなかった犬、猫等の殺処分及び焼却
- ⑦犬の譲渡前講習の実施
- ⑧犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付
- ⑨保健所主催の講習会等への協力
- ⑩動物慰霊祭の開催

### (3) 猫の適正飼養及び管理の指導

- ①「猫の適正飼養及び管理ガイドライン」に基づく、保健所が行う「地域猫」の取り組みの支援
- ②猫バリア器の貸し出し

### (4) 畜犬関係手数料の収納業務

- 犬の登録手数料及び抑留犬返還手数料等の収納  
（鹿児島市動物管理事務所登録等を実施するものに限る）

## 3. ホームページの更新

本協会のホームページを必要に応じて更新し、最新の情報の提供に努める。